

青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例 の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

都道府県から中核市への幼稚園型認定こども園等の認定権限の移譲に伴い制定した「青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例」（平成 31 年 4 月 1 日施行）において、幼稚園型認定こども園に置く教育及び保育に従事する職員は、保育士若しくは幼稚園教諭又はその併有を原則としている。

しかしながら、当該条例施行前の県内の幼稚園型認定こども園の認定基準を定めていた青森県の条例では、保育の担い手確保の観点から、国の基準で定められた職員配置の特例に従い、当面の間、一部の職員に限り、小学校教諭、養護教諭、都道府県知事が幼稚園教諭又は保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（子育て支援員等）の配置を認める特例が設けられていた。

市の条例制定に当たり、この特例を廃止することによる施設等の不利益を勘案し、条例施行日の前日において現に存する認定こども園について、施行日から 5 年間は引き続き子育て支援員等の配置の特例を認める経過措置を設けたところ。

今般、令和 6 年 3 月 31 日に経過措置の 5 年間の満了するに当たり、市内の幼稚園型認定こども園における子育て支援員等の配置状況を踏まえ、特例を 3 年間延長するため、所要の改正を行おうとするもの。

【幼稚園型認定こども園における子育て支援員等の配置状況（令和 5 年 12 月 1 日時点）】

経過措置の対象となる 11 施設中 6 施設において、子育て支援員が配置されている。

経過措置の対象施設（11 施設） （条例施行日の前からある幼稚園型認定こども園）		経過措置の対象外施設 （条例施行日以降に幼稚園型 認定こども園になった施設）	市内の幼稚園型 認定こども園の数
子育て支援員の配置あり	子育て支援員の配置なし		
6 施設	5 施設	1 施設	12 施設

2 改正内容

（1）職員資格の経過措置の期間の延長に係る改正

〔附則第 3 条第 2 項〕

○条例施行日から 5 年間の経過措置を 8 年間に延長するもの

【改正内容】 施行日から 5 年間は → 施行日から 8 年間は

（参考）この経過措置は、国の基準で定められた職員配置の特例であることから、国が基準を改正し、特例を認めないこととした場合は、施行日から 8 年以内でも条例を改正し、経過措置を終了する。

（2）その他

〔附則第 3 条第 2 項〕

○その他所要の改正をするもの

・附則第 3 条第 2 項で引用する条文の修正

【改正内容】 第 12 条第 1 項、第 2 項
及び第 4 項の規定 → 第 13 条第 1 項、第 2 項
及び第 4 項の規定

3 施行期日

公布の日